

広報かんら

おしらせ版 No.1269



感謝・信頼と連帯・夢

2024 年
6月15日号

発行・編集・印刷

甘 楽 町
(総務課行政係)

お知らせ

児童手当制度の
ご案内



対象者 町内在住の中学校卒業までの児童を養育している人
手当(月額)

児童の年齢	所得制限限度額未満の場合(児童手当)	所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合(特例給付)	所得上限限度額以上の場合
3歳未満(一律)	15,000 円	一律 5,000 円 ※1	支給なし ※2
3歳以上小学校終了前(第1子、第2子)	10,000 円		
3歳以上小学校終了前(第3子以降)	15,000 円		
中学生(一律)	10,000 円		

◎**所得制限限度額・所得上限限度額**

所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の方は、特例給

付として月額一律5000円が支給されます。また、所得が所得上限限度額以上の方は手当が支給されません。(金額は左表を参照)

扶養親族などの数	所得制限限度額(※1)		所得上限限度額(※2)	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960.0	972	1,200
4人	774	1,002.0	1,010	1,238
5人	812	1,040.0	1,048	1,276

◎現況届

原則現況届の提出は不要ですが、次に該当する人は現況届や必要書類の提出が必要です。

現況届の提出が必要な人

- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所が異なる市町村で受給している人
- ・支給要件児童の戸籍がない人
- ・離婚協議中で配偶者と別居して

いる人
・その他、町から提出の案内があった人

問い合わせ

にここ甘楽
福祉課 とも係
☎ (67) 5194



詳しくはこちら

成年後見制度について ご相談ください

成年後見制度について詳しく知りたい、手続きについて教えてほしいなどの相談に応じます。内容に応じて弁護士などの専門職につなげます。オンライン(Zoom)相談にも対応します。まずはお問い合わせください。

相談日時 月～金曜日(年末年始・祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ

甘楽町社会福祉協議会
☎ (74) 5700
にここ甘楽
地域包括支援センター
☎ (67) 5182



詳しくはこちら

